

事業名	市街地再開発事業（第一種）		
事業内容 （目的・概要）	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与する。		
事業主体	市町、市街地再開発組合等		
採択要件	<p>○市街地再開発組合及び再開発会社が施行する市街地再開発事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行地区の規模 0.5ha 以上 2 施設の規模 <ul style="list-style-type: none"> ・有効空地率 地区面積の 45%以上 ・建築面積 500 平方メートル以上 ・建築延べ面積 2,000 平方メートル超 ・階数 4 階以上 3 駐車施設の確保 <p>○個人施行者が施行する市街地再開発事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行地区の規模 0.1ha 以上 2 施設の規模 <ul style="list-style-type: none"> ・有効空地率 地区面積の 30%以上又は敷地面積の 10%以上 ・建築延べ面積 1,000 平方メートル以上 ・階数 3 階以上 <p>○都市再生機構、地方住宅供給公社、特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社が施行する市街地再開発事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行地区の規模 0.1ha 以上 2 施設の規模 <ul style="list-style-type: none"> ・有効空地率 地区面積の 30%以上又は敷地面積の 10%以上 ・建築延べ面積 1,000 平方メートル以上 ・階数 3 階以上 3 駐車施設の確保 		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	補助金額は、補助対象費用に対して 1/3（国費）、 1/3（県・市町）		
制度創設年度	昭和 44 年度		
関係省庁名	国土交通省住宅局市街地建築課、都市局市街地整備課		
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・広島駅南口 C ブロック（広島市） ・広島駅南口 B ブロック（広島市） ・東桜町地区（福山市） ・広島駅南口 A ブロック（広島市） ・西荒神地区（広島市） ・金座街地区（広島市） ・尾道駅前地区（尾道市） ・緑井駅周辺地区（広島市） 		
問合せ先	土木建築局都市環境整備課		
	Tel	082-513-4127	e-mail dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp